



2022年10月27日

各 位

会 社 名 バリュエンスホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 寄 本 晋 輔  
(コード番号：9270 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 佐 藤 慎 一 郎  
(TEL. 03-4580-9983)

## 第 11 回定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年11月25日開催予定の第11回定時株主総会の付議議案について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定時株主総会の付議議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

#### 2. 各議案の概要

##### 第1号議案 定款一部変更の件

##### I. 提案の理由

##### (1) 事業目的の追加

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

##### (2) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条（招集）第2項を追加するものであります。

なお、定款第12条（招集）第2項の追加に係る定款変更の効力発生は、本総会の決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

##### (3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴

い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第 15 条（電子提供措置等）第 1 項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条（電子提供措置等）第 2 項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## II. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条（条文省略）	第 1 条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 貴金属、地金、時計、宝石、骨董品、美術品その他の動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営	1. 貴金属、地金、時計、宝石、骨董品、美術品、 <u>自動車</u> その他の動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
2. 不動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営 (新 設)	2. 不動産の売買、賃貸、転貸、 <u>保有、管理</u> 及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
(新 設)	3. <u>不動産のリフォーム及びリノベーション</u> <u>事業</u>
(新 設)	4. <u>不動産及び資産運用に関するコンサルティング</u> <u>事業</u>
3. <u>酒類の買取及び販売</u>	5. <u>店舗の企画及び開発</u> <u>事業</u>
4. <u>飲食店の経営</u>	6. <u>酒類の買取及び販売</u>
5. <u>損害保険代理店業</u>	7. <u>飲食店の経営</u>
	8. <u>損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u>

現行定款	変更案
<p><u>6.</u> スポーツ産業及びエンターテインメント産業に関する各種事業及びコンサルティング</p> <p><u>7.</u> 知的財産権（著作権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）の保守、保全、管理業務</p> <p><u>8.</u> インターネットメディア事業</p> <p><u>9.</u> インターネット広告事業</p> <p><u>10.</u> インターネット関連サービス並びに製品の企画、開発及び販売</p> <p><u>11.</u> ITシステムの構築及びコンサルティング事業</p> <p><u>12.</u> 電子商取引に関するシステム開発及び販売Webサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング</p> <p><u>13.</u> ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作、販売、運営及び管理</p> <p><u>14.</u> ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその養成</p> <p><u>15.</u> パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング</p> <p><u>16.</u> 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p><u>9.</u> スポーツ産業及びエンターテインメント産業に関する各種事業及びコンサルティング</p> <p><u>10.</u> 知的財産権（著作権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）の保守、保全、管理業務</p> <p><u>11.</u> インターネットメディア事業</p> <p><u>12.</u> インターネット広告事業</p> <p><u>13.</u> インターネット関連サービス並びに製品の企画、開発及び販売</p> <p><u>14.</u> ITシステムの構築及びコンサルティング事業</p> <p><u>15.</u> 電子商取引に関するシステム開発及び販売Webサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング</p> <p><u>16.</u> ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作、販売、運営及び管理</p> <p><u>17.</u> ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその養成</p> <p><u>18.</u> パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング</p> <p><u>19.</u> 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>
第3条～第11条（条文省略）	第3条～第11条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>（招集）</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（招集）</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
第13条～第14条（条文省略）	第13条～第14条（現行どおり）
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p>	
<p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事</u></p>	（削 除）

現行定款	変更案
<p><u>項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 16 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 16 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 <u>現行定款第 12 条 (招集) の変更は、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 3 条 <u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### Ⅲ. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年11月25日
定款変更の効力発生日	2022年11月25日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	選任種別	現役職
ききもと しんすけ 壽本 晋輔	再任	代表取締役
むぐるま すすむ 六車 進	再任	取締役
さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎	再任	取締役
ふかや りょうじ 深谷 良治	新任	執行役員 兼 情報セキュリティ本部長
とみやま ひろき 富山 浩樹	再任	社外取締役
たくぼ よしひこ 田久保 善彦	再任	社外取締役
ふま けんじ 夫馬 賢治	再任	社外取締役

- (注) 1. 富山浩樹氏、田久保善彦氏及び夫馬賢治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。
2. 富山浩樹氏及び田久保善彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役高見健多氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	選任種別	現役職
たかみ けんた 高見 健多	再任	取締役（監査等委員）

以上